

インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ及び協力依頼

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度については、適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始しており、既に多くの事業者の方が登録申請をされています。

インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の方については、早期の登録申請をお勧めしています。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる事業者の方の準備が円滑に進むよう、各会員の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 早期登録申請の御案内

個人事業者の確定申告に合わせて多くの登録申請が見込まれるほか、令和5年3月が近づくとつれて、登録申請が増加することが予想されます。これにより、登録申請を行われる時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までに時間を要することが想定されます。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている会員の皆様については、早期の登録申請をお勧めしています。

なお、会員の皆様に登録申請を御検討いただきやすいよう、リーフレット（別添1「知っていますか？インボイス制度」）を御用意しましたので、是非御活用ください。

2 オンライン説明会の実施及び局署主催の説明会の開催等について

広島国税局では、新型コロナウイルス感染症に留意しつつ、各税務署において説明会を開催しています。

また、昨年に引き続き、全国どこからでも御参加いただけるオンライン説明会を開催しているほか、過去の動画も国税庁 HP から御覧いただけます。

そのほか、本年5・6月頃には登録申請を予定する個人の課税事業者の方々を対象に登録申請手続をサポートする登録申請相談会も実施する予定としています。登録申請手続は、e-Taxにより自宅から実施していただくことをお勧めしていますが、手続面に不明点のある方は、登録申請相談会に御参加ください。

さらに、消費税制度に馴染みのない免税事業者の方を念頭においた説明会も今後実施することを予定しています。

いずれにつきましても、開催日程等の詳細については、準備が整い次第国税庁 HP 「インボイス制度特設サイト」内にて御案内いたします。

貴会におかれましても、会員向けに開催する説明会等の機会を利用するなどして、インボイス制度の周知等の御協力をお願いいたします。御要望に応じて説明会等への職員の派遣等を行いますので、各税務署まで御相談ください。

(注) 各種説明会・相談会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせる場合がございますので御留意下さい。

3 補助金等について

中小企業庁 HP に、インボイス制度への対応を支援するための補助金について資料(別添2「生産性向上に取り組む皆様へ」)が公表されています。

また、公正取引委員会等の HP において、インボイス制度に関して免税事業者及びその取引先の対応に関する考え方を明らかにした Q&A (別添3「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」)が公表されております。

インボイスの登録申請を御検討いただく際には、これらの情報も参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

○御参考

- ・ 国税庁 HP 「インボイス制度特設サイト」説明会御案内ページ
- ・ 中小企業庁 HP 令和3年度補正予算「生産性向上に取り組む皆様へ」
- ・ 公正取引委員会 HP 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」

<国税庁 HP>



<中小企業庁 HP>



<公正取引委員会 HP>

